

コメントのまとめと感想

(一)

今回の中部・近畿地区的研究会は議論も活発だったが、それは報告の内容に負うところが大きいであろう。松本通晴会員は、近著『農村変動の研究』をふまえて、近畿村落と瀬戸内村落の問題を中心につき総括的な報告を行なったが、長年積み重ねてきた実証研究にもとづく内容だけに、いろいろな意味で興味深く、説得的でもあった。山本会員のほうは、宝塚市内のある地域の調査にもとづいて、もともと村落の土地共有を母体にして形成された「土地株式会社」が、今日の市街地開発のなかで、むしろムラの論理を強化しつつ、その利害を維持しようとしているという、非常にめずらしく、しかも現実的な問題を含んだ事例を報告したのである。そしてこの二つの報告にたいして、中田実会員と小林一穂会員よりコメントがなされた。

中田会員のコメントは松本会員の報告に対するものであり、その近著『農村変動の研究』に則してなされ、おおよそ三點にわたっている。第一は日本村落の変動全般に関するものである。近著の書名も示すように、松本会員の研究の中心は村落の変動の問題に置かれ、それを解体の視点からとらえることを強調している。またその場合の解体とは、「ある歴史的段階に典型的な社会的諸特徴が、その構成要件をしだいに喪失し欠如して、別の型へ移行する過程」と規定されている(七二頁)。もしそうならイエやムラが解体した新しい段階の村落とはどのような性格をとるかということである。第一は、

近畿村落の特質にかかることである。中田会員は、自身が研究の対象としている東海地方の村落の特質を十分明らかにできていないことわかったうえで、近畿村落の先進性について問題にした。松本会員は近畿村落の特質をひとつには先進性ということから理解しているが、それは一方では「硬い構造」（一五四頁）を持って存在し、社会変動にたいしてムラの解体よりも存続の側面を示しているとされている（もつとも「硬い構造」を持つことが実証的に明らかされてきたのは、近畿内部でもつとも「先進」的地域ではなく、その「周辺」地域の村落である）。その場合の先進性とはいって何なのかということである。第三は松本会員の研究のもう一つの柱となっている瀬戸内村落の研究の問題である。住友の公害に対する地元での闘争において、中央レベルでの動きや情報がどのような影響を与えたかということ、さらにその公害反対運動を担った地域社会の自治主体はどのような層であったかということである。

これに対する松本会員の回答は、要約的にいえば以下のようなものであった。第一の点は、はつきり言って非常に回答のしにくい問題であって、いまのところ十分な展望も存在しない。またそうであるから、村研でも現在これにかかわることが共通課題としてあがっているのではないかということである。第二の点については、先進性とは基本的に生産力の高さの問題であり、時期的にいえば近世から近代までの状況を指している。そしてこの先進性を担ったムラの特質が株（株内・株）や宮座に象徴される「硬い構造」であるが、それは今日では伝統として強固に保持され、変動のなかでも容易に崩れないという傾向を示しているということである。また松本会員は、村落が先進的であるからといって、それを担う主体が先進的であるとは必ずしも言えないとの考え方を示した。第三の点について

は、足尾鉱毒の問題についての情報などは地元にも伝わっていたが、問題の解決の方向は足尾の場合とは違うから、やはり地元独自の闘争というべきである。また運動の中心になった地域の主体は、一般的の農民層ではなく町村長集団、したがって地主を中心とする地方名望家層であったと考えるべきであるということであった。

つぎに山本会員の報告に対しても小林会員がコメントを行つたが、それも三点に要約される。第一は、ITと村落としてのIの関係の問題である。つまりITは、村落としてのIにどの程度させられてしまつて成り立つているのかである。第二は、以上のことをも関わつてくるが、ITの株の継承のことである。株は経済的な権利や資産であり、それを継承するのも原則的には経済的行為であることには間違いないが、そこにイエやムラの論理が介在しているのではないかということである。たとえば株を継承することは、イエを継承することを意味し、また同時に村落関係上の権利や義務を担うことと結びついていいかということである。第三は、市街地再開発におけるリーダーシップのあり方に関するものである。このような市街地再開発には、ITのほかにも行政や商店街関係者が関与しているが、この三者はどのように関わりあいながら市街地開発を行なってきたのかということである。

これに対する山本会員の回答は以下のようなものであった。第一の点については、大正期にITができた時には、Iは空間的にもムラとして存在し、その村人が基本的にすべて株主になったので、両者の関係は一致し、二つの集団の関係が問題になることもなかった。しかしその後土地開発による村落の市街地化のなかでムラが次第に

社会的・空間的に曖昧になり、ITの構成員資格の範囲もはつきりしなくなる状況が生じた。このなかで逆にこの成員資格の範囲を明確にするためにムラの意識や観念が強化され、ITの維持のためにそれが利用してきたという経過がある。第一については、まさにコメントのとおりで、たとえば一村には村落の伝統的社會慣行として「お塔」という儀礼が存在するが、ITの株主はこの儀礼を受けたものでなくてはならない、あるいは宮講の構成員でなくてはならないなどしている。したがって株の継承は、イエやムラの問題と結びついている。また第三の点に関しては、行政が示した再開発計画に対して最初に積極的に動きだしたのはむしろ商店街の人達であり、再開発準備組合を結成するなどしたが、再開発問題が軌道に乗ってくるのはITが本格的にかかわりだしてからということであった。

(二)

ところで今回の研究会の世話役を勤めた鳥越会員が研究会の冒頭に述べたところでは、二つの報告は表面的には性格の異なるように見えるが、「近畿のムラの性質はなにか」という問題とかかわっている点で共通しているとされる。

その観点からすると、松本会員の報告では、近畿村落の特質は株（株内・株購）や宮座が存在し、横の連帯性が強く、村落の枠組も強固なムラの構造、またそういう意味での「硬い構造」としてとらえられたことになる。これに対して山本会員の報告では、このような特質をもった近畿村落の論理が、今日の都市化された社会状況のなかでも存続している、あるいはあらたな新しい要請にとづいて強化さえされていることが示されたことになる。また松本会員の議

論からすれば、そのことは近畿村落の「硬い構造」が社会変動のかでいかに解体していくかを示すよい事例であるといえるかもしない。

こうして今回の中部・近畿地区の研究会は、伝統的なイエやムラの論理をあらためて考え方となつたといえるが（もちろん日本村落一般というより、近畿という地域におけるイエとムラの論理の問題に主要には限定されていた）、このことは他の地区でも共通にみられる傾向であるようだ。『研究通信』一六〇号によれば、本年の関東・東京地区研究会では「イエとムラの社会構造」が同じく北海道・東北地区研究会では「村落共同体と家をめぐる」、三の言説について」などが、それぞれ報告テーマとして掲げられている。これらの報告のなかでなにが問題になつたのかは後で『研究通信』のなかで知るしかないが、いずれにしても日本村落の伝統であるイエやムラに関する問題が取り上げられていることは明らかである。このような地区研究会の傾向は、本年度の村研の方針からすると若干奇異な印象さえあたえるかもしれない。『研究通信』一五九号の松田（熊谷）苑子会員による「一九九〇年度共通課題に関する記事」を読むと、本年度の村研は共通課題「農村社会編成の論理と展開」の三年目にあたり、いわば仕上げの年度に当つているとされる。またそのためには「新しいバラダイム」（安原茂会員）の形成が必要であるとさえ言われている。ところが各地区の研究会では、以上のように、イエやムラといった、むしろへ古いバラダイムに属する問題が中心に取り上げられているからである。ここ一年間の村研はイエやムラの問題を比較的重視してきたようだが、このへ古いバラダイム▽に関する議論が十分でなかったからであろうか。

いや、やはりそうではなくて、「新しいパラダイム」の形成が必要だからこそ、△古いパラダイム▽であるイエやムラとは何であつたかが何度も問い合わせられているのだと考えたい。

(藤井 勝)